

【 運 賃 ・ 料 金 の 額 】

令和7年11月1日

(単位：円)

※揭示金額は中部運輸局公示額です。			下 限 額
運賃	キロ制運賃 (1 k m単位)	大型車	150
		中型車	130
		小型車	110
	時間制運賃 (1 時間単位)	大型車	7,430
		中型車	6,270
		小型車	5,490
料金	交替運転者 配置料金	キロ制運賃 (1 k m単位)	30
		時間制運賃 (1時間単位)	2,410
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び
			交替運転者配置料金
			(時間制料金) の2割増以上
	特殊車両割増料金		運賃の5割以内

(注意) 上記運賃・料金は「届出」金額です。

①運賃 + ②料金 = 合算により「バス税別料金」となります

運賃の割引

- 1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体に対する割引については、届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする。
- 2) 学校教育法による学校（大学及び高等専門学校を除く）に通学またな、通園する者の団体に関する割引については、届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする。
- 3) 2以上の割引条件に該当する場合はいずれか高い割引を適用し、重複して運賃の割引をしない。

【大型車】

車両の長さ9メートル以上又は旅客席数

< 50席以上 > の車両

【中型車】

車両の長さ9メートル未満で大型車、

小型車以外（27名定員でも車両7m以上）

【小型車】

車両の長さ7メートル以下で、旅客席数

< 29席以下 > の車両